

ストップ!ザ ハツ場ダム

ニュース 群馬 (2)

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

第2回 口頭弁論 傍聴記

4月15日(金) 13:00より前橋地裁21号法廷にて、第2回の裁判が開かれました。

原告席 14人、代理人 5人、被告席 17名、傍聴席は、傍聴人 40名、報道関係者 6名で、ほぼ満杯状態。法廷には、傍聴人たちの熱気が満ちていて、なかなかの迫力がありました。

しかし、皆の視線を集めている裁判官や被告側はなにやらのんびりしていて、「いったい何しているの」という傍聴人たちの心の声が聞こえてきそうでありました。被告側代理人より証拠種類が提出されましたが、照合に時間がかかっているなかなか始まりません。

ようやく提出がされたかと思うと、ぼそぼそ聞き取れないような声で裁判官の問いに答えています。

よくわかりません。傍聴席から「何故、もっとはっきり話さないの?」「傍聴に来ているのに、聞こえなければ意味がない」という声がまたまた聞こえてきそうです。裁判官には、そんな心の声がこえたのでしょうか、被告側弁護士に対して、「せっかくの機会なので、被告側は提出書類に関して説明してください」と要請されました。

内容は、ハツ場ダム建設の概要・目的・その必要性をごくごく簡単にあっという間に終わってしまいました。そこで、原告側の福田弁護士の質問は「平成22年完成と言っているが、あと6年で残る予算額2700億円を使い切るのか?そのためには450億

円を毎年使うことになるが、今年度の予算額はいくらになっているかご存知ですか?」と鋭いが、これに対して、信じられないことに、被告側ごそごそするが、答えられず沈黙、再び福田弁護士「280億円ですよ」の発言。すぐに裁判官は、被告側に対して、「次回詳細についても文書を出すように」被告側「原告が書面で質問すれば、書面で回答いたします」

また、「本訴訟の却下理由である財務会計行為であるか否かについても次回議論したい」と発言しました。書類提出に多くの時間がかかり、30分はあっという間に過ぎてしまい、次回日程の調整で第2回口頭弁論は終了してしまいました。「ええ!!!これで今日は終わりなの?」「口頭弁論って口頭じゃないのか?よくわからん!」「傍聴人はもっとよく知る権利があるでしょ」なんてことをつぶやきながら、悶々とした気持ちで法廷を出たのでした。

しかし、裁判官が説明を求めたのは他の同じ口頭弁論ではなかったとのことでしたから、傍聴人の多さはこれからも必要です。第3回は、7月15日【金】13:00~第4回は、9月16日【金】13:00~

多くの傍聴を呼びかけましょう

終了後、13:30から、弁護士会館で説明会があり、39名の方が参加してくださいました。

マイクを使うなどしてもっと裁判を聴きやすくわかりやすいようにしてほしいとの声がありました。

次回の第3回口頭弁論は7月15日(金)午後1時より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援してください。終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開きます。早明浦ダム地滑り問題のビデオ上映を予定しています。次々回は9月16日です。

第1回 裁判の目－財務会計上の行為とは(その1)－

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

☆ 「あれ、八ッ場ダムを計画しているのは、国(国土交通省)なのだから、裁判の被告は国なのではないか？」
「八ッ場ダム計画がずさんだという内容の訴訟なら、端的に、例えばダム計画の違法確認を求めたら？」などとお考えになったことはないでしょうか？

【住民訴訟の構造】

原告＝住民 → 被告＝県など

ちょっと待ってください。一般的に、我々が裁判上、請求することができる内容や方法には限界があります。しかも、現状において、裁判によって、国(地方自治体の場合もそうですが)のダム計画を直接阻止するのは極めて困難な状況にあります。

ちょっと技術的な話になりますが、お付き合いください。

☆ そもそも我々が提起し得る裁判には、①民事差止訴訟(ダム工事を止めよという裁判)、②損害賠償訴訟、③取消訴訟(行政の権力行使を取り消す裁判)及び④住民訴訟などがありますが、それぞれに一長一短があり、環境訴訟などでは、本八ッ場ダム裁判のように住民訴訟を用いる場合が多いようです。

【裁判の種類】

・民事差止訴訟・損害賠償訴訟・取消訴訟・住民訴訟 ← それぞれ一長一短あり

すなわち、民事差止訴訟や損害賠償訴訟は、個人の具体的な権利侵害を問題としなければならないこと(原告適格)などの問題があり、また、取消訴訟は、原告適格の問題の他に、「争いの対象が、行政による権力の行使に限られる」(処分性。国によるダム計画の策定が権力の行使にあたるかということ)という問題があります。そこで、住民訴訟を利用するということになるのです。

すると、すぐに、住民訴訟を使うことの短所・障害が問題となります。それが「財務会計上の行為」という問題なのです。今回は、この「財務会計上の行為」とは何か？その問題性についてお話します。

第2回 裁判の目－財務会計上の行為とは(その2)－

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

☆ 前回は、ダムストップのための裁判の方法やその問題点についてお話しました。それらの方法にはそれぞれ一長一短があり、環境裁判などでは住民訴訟を用いる場合も多いということでした。

住民訴訟で問題となるのが、表題にもある「財務会計上の行為」というものなのです。

☆ 最高裁は、住民訴訟の対象となる行為について、公金の支出、財産の取得管理処分、契約の締結履行、債務その他の義務の負担等(これらは「財務会計上の行為」と呼ばれています。)に限られると述べています。

そのため、例えば、住民訴訟により、保安林を伐採して道路建設を行うことの違法を明確にしようとしても、道路建設局長らの行為は、道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為であって、森林の財産的価値の維持・保全を直接の目的とする財務会計上の行為ではない(最高裁)などとされてしまうのです。

ただ、「公金の支出」では、支出行為に先行し、若しくはその原因となる行為(それ自体は非財務会計行為)の違法を理由に、それに続く「公金の支出」を争うことができる場合があります、裁判所も形式的に割り切るだけではありません。

【違法性が承継される場合】

ずさんなダム計画(先行行為・非財務会計行為) → 公金の支出(後行行為・財務会計行為)

☆ 我々は、本八ッ場ダム住民訴訟において、「利水上も治水上も必要性が全くなく、そればかりか、地すべりの危険があるなど有害でもある、そんなずさんな八ッ場ダム計画なのだから、その計画に公金を支出することは明らかに違法行為である」と主張しているのです。行政がお金を出す以上、それに何らかの理由があるのは当然です。本件では、その理由が上記のような余りにずさんなダム計画である以上、同計画に対し行政がお金を出すことは、明確な違法行為と言わざるを得ません。

現在の民主主義社会では、行政の違法をチェックするのは、我々国民・住民の責務なのです。一握りの官僚や役人に我々の将来や生活を丸投げする時代は終わりました。これからも皆さんに、本八ッ場ダム住民訴訟の動向に強い関心をお持ちいただければと存じます。

ハツ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第5号 (05年6月14日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【千葉の会】5月27日、第2回裁判は一番大きい部屋(本来は刑事法廷)が傍聴者で満席のなか開かれた。裁判長の進行も傍聴者を意識してくれたのか、説明や被告側代理人への確認も解り易く好意的に感じられた。弁護団からも7人参加してくれた。次回裁判に向けて、被告側に公金支出権限のしくみが明らかになるもの、水特事業の協定書の提出が求められた。今回の一番の収穫は、被告側が門前払いではなく、中身の論議に入ることを確認したことであった。次回裁判は8月26日(金)午前11時から。(中村)

【東京の会】6月3日の第3回裁判で、高橋弁護士は「都側が負担金支出差止め請求の被告とするのは、出納長が課長かあいまい」と追及、都は「被告は訴える側が決めるもの」と反論したが、「知事を被告としたのが間違いと指摘したのはそもそも被告側」と論戦を展開した。第4回は7月25日(月)午前11時より東京地裁606法廷。財務会計行為の違法性根拠を詳細に説明の予定。7月30日(土)15:30から映画『プロジェクトV』(バイオントダム崩壊事件)の上映会を全水道会館にて開催。(懸樋)

【栃木の会】1都5県のうち、栃木だけは三ダム(ハツ場、南摩、湯西川)住民訴訟が同時進行中。南摩ダムは40年前に計画されたが、肝心の南摩川には水が少なく、他の川から導水管でダムに送水する計画。オマケに何度も計画変更され、東京都が参加をやめた分、栃木の利用が増えた。茨城・埼玉・千葉も参加する。問題は、①ダムができて水も貯まらず水収支が成り立たない、②水需要予測が過大、③栃木県には未利用の水利権があり、新たなダムは不要など様々。流域の会は10年程前からダム直下の住民と共に「ムダなダムはいらない」と運動を続けてきた。ハツ場ダム住民訴訟の話を知り、大きなうねりを作り出すべく連絡会に参加した。湯西川ダムは、外部監査で指摘された宇都宮市が水需要を下方修正したが、なお過大な計画。次回訴訟は宇都宮地裁で6月16日10:00、7月6日10:00。(葛谷)

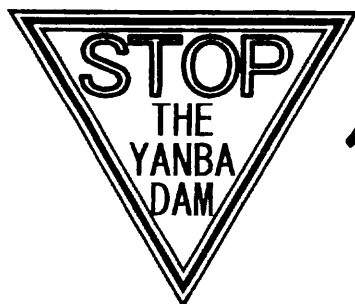
【茨城の会】5月は学習会ラッシュだった。茨城母親大会、土浦、つくば3ヶ所の学習会参加者は延べ115名。会員数も122名に達した。霞ヶ浦という足元の水問題を抱える茨城にとってハツ場は遠い存在であったが、ムダな公共事業、水余り、環境破壊の3点に怒りの共通項を見出し火がついた。拜啓、知事・議会・お役人さま。何時まで愚民政策ですか。(神原)

【群馬の会】「群馬の会」と「考える会」で、5月14日、司法修習生を対象に学習会を開催。修習生の参加者は4人だったが、パワーポイントを使っての治水・利水・危険性の説明・地元の住民の現状などを説明した。翌日の国交省案内の視察では鋭い質問が飛んだはず。次回裁判は7月15日(金)1時、傍聴を呼びかけます。(真下)

【埼玉の会】第2回裁判では裁判官が本案に入るよう被告に促したが、被告・県側は次回どう反論するのか?入り口論に終始するのか、本論に踏み込んでくるのか。だが、弁護団は着々と準備を進めている。第3回裁判は7月13日午後1時30分よりさいたま地裁で開かれる。裁判後、早明浦ダム地滑り問題のビデオ上映予定。(藤永)

予定地の(群馬県長野原町)今:水没予定地の代替地造成は大幅に遅れている。道路、墓地の工事は進むも、肝心の住宅地は、国交省のスケジュール通り、今年度からの移転開始は到底困難。最大集落、川原湯温泉の代替地も完成に程遠いが、標高600メートルを超える北向き斜面に最高額約17万円の価格のみ決まっており、不安にかられる住民は、「ノイローゼになりそう」と。多額の税金を投入した代替地計画は、「住民追い出し計画」に様変わりしている。(ハツ場ダムを考える会)

発行:ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会/ハツ場ダム住民訴訟弁護団/ハツ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先:042-341-7524(深澤)048-825-3291(藤永)



ハツ場ダムをストップさせる 群馬の会

こんな問題の多いダムを
美しい吾妻渓谷につくらせるわけにはいきません。
私たちハツ場ダムをストップさせる群馬の会が
ダム建設の凍結に向けて動き始めますので
是非とも、ご支援をお願い致します。

子々孫々に多大な負担を残す、
史上最悪のダム事業「ハツ場ダム」
このダムを止める私たちの活動を支援してください。

国民の負担なんと8,800億円！
このお金はあなたが負担する事になるのです

近い将来には人口が減っていきます
過剰な水は誰が使うのでしょうか？

洪水対策の基本は豊かな森林を整備する事です
このダムは洪水対策にさほど役に立ちません

地すべり多発地域で地質がきわめて脆弱
巨大なダム重量で周辺部がさらに危険に

美しい吾妻渓谷、絶滅危惧種の生息地域
永い時を経てできた資産を壊してはならない

このような有害ともいえるダムを是非止めたいのです。
しかし、そのためには住民監査請求や行政訴訟などを行っていかねばなりません。そこで、是非とも多くの方にサポーターになっていただき活動を支えるカンパ(一口1,000円、何口でも)をいただければ幸いです。友人知人にサポーターになってくださるようお勧めください。

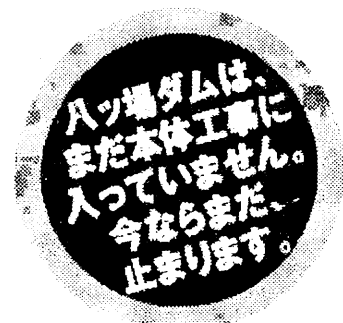
■カンパ振込み先

郵便振替口座 00150-2-356373

加入者名 鈴木 庸

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会
事務局 鈴木 庸

住所 〒371-0801 前橋市文京町1-15-10
電話 027-224-8567 FAX 027-224-6624



ハツ場ダム裁判をご支援下さい

代表 齋田朋雄

ハツ場ダムは、50年前に、吾妻川川原湯温泉傍の吾妻溪谷に計画された国営の大型ダム計画です。地元住民の猛烈な反対運動で、着工できないで過ごしてきました。50年たって、洪水対策の治水、首都圏の生活利水、当初のダム計画の必要が全く無くなりました。しかも浅間山の噴火による堆積地質で、ダムを造ると地滑りの危険が大きいことも判明しました。

しかし国は既計画の公共工事として、あくまで計画を強行しようとしています。地元住民の反対運動を切崩し、付帯工事を進めています。ダム本体工事はこれからで、本体工事に要する工事費は、5000億円程の巨額が予定されています。

全く必要のない、むしろ有害なこのダム計画をストップさせる市民住民運動が立ちあがりました。東京都はじめ首都圏の関係都圏の市民が連携して、「ハツ場ダムへの支出差止めを求める住民訴訟」が、既に各地の裁判所で公判が始まっております。群馬県でも20人の原告団、7人の弁護士団で、1月28日に第一回、4月15日に第二回の口頭弁論を前橋裁判所で行っています。

豊かで大切な自然環境を破壊から守り、川原湯温泉という憩いの場を守り、無駄な膨大な税金を浪費するハツ場ダムの本体工事をストップさせる裁判をご支援下さい。市民住民の皆さんの強力な世論支援が裁判勝利の決め手になります。

具体的には次の事を願います。

(1)ハツ場ダム裁判を支援する会にご入会下さい。会費は年間¥1000円です。

(2)裁判を傍聴して下さい。次の第三回口頭弁論は7月15日(金)午後1時 前橋地方裁判所です。その次の第四回口頭弁論は9月16日(金)午後1時です。

入会申し込み、及び連絡問い合わせは下記まで。

(1)前橋市文京町1-15-10 鈴木庸 〒371-0801 TEL 127-224-8567

(2)富岡市富岡1436 齋藤朋雄 〒370-2316 TEL 274-62-0556

大規模公共事業をめぐる政・官・業癒着構造次々に明るみに！

われらがハツ場ダムは？

角田 凡夫

ハツ場ダムをストップする会が県に対してハツ場ダム負担金支出差し止め・損害賠償請求の訴訟が二〇〇四年一月二九日に提訴されて以来、大手ゼネコン・清水建設がコンサルタント会社と結託して工事資料を事前に入手(五月初め)、鋼橋梁建設で横河ブリッジが談合組織を主導している実態が表面化(五月下旬)、国交省発注の港湾工事の落札率一〇〇%が三九五件(六月初旬)、農水省・荒瀬ダム(鹿児島県)の報告書が外部流出し不正入札濃厚に(六月中旬)……などと大規模公共事業をめぐる大きな事件が相次いで明るみに出ました。

どれも調べが進むに従って、大規模に政・官・業界に根深く食い込んでいる癒着の構造であることが露わになってきています。これらは国民の血税を寄ってたかって食い物にしている図です。この構造は国民の生活のあらゆるところに及んでいます。一握りの大資本・業界と特権官僚・政治家が国家機構を利用して巨利を貪る「犯罪構造」であって他の何ものでもありません。

翻って、われらがハツ場ダムに思いが及ぶと、この構造と無縁なのであろうか。いや、多くの地元先人たちがそのことに疑惑をもち苦しんできたように、事の始めからこのような構造の上に進められているものではないのか？と考えるのも無理のないことです。必要でないどころか、造ったら環境を破壊し巨額な借金を子孫に残す負の遺産となること必定、何重にも罪のあるダムであって、作らせてはならないものだと、改めて思います。

橋梁工事談合事件の告発対象事業のうちハツ場ダム工事事務所の発注事業は03年度の「千歳橋上部工事」(1億8060万円)など2件です。

ハツ場ダム現地見学会のお知らせ

9月5日(月) 10時にハツ場館(長野原町)集合

午前中は、ハツ場ダム工事事務所の方に説明、案内していただき、午後は車に分乗して草津の中和工場と品木ダムに行きます。

現地解散は3時ごろの予定、

申し込みは8月中に事務局長鈴木庸(Tel 027-224-8567 fax 027-224-6624)まで
現地までの足についても事務局長までご相談ください。(利根沼田地区の方は真下
Tel 0278-23-6498 fax 0278-22-1134 まで)

吾妻線を利用される方は、川原湯温泉駅からハツ場館まで送迎します。

書籍紹介

鈴木郁子著「ハツ場ダム」足で歩いた現地ルポ 明石書店 2300円(税込 2415円)
上毛新聞の紹介記事を掲載します。是非お買い求めください。

鈴木 郁子著

ハツ場ダム

足で歩いた現地ルポ

大沢 晃

国土の七割以上が森と山であり、日本人の心を育てて来た山を削るダム建設は、治水と水利の両面を十分に考慮したものでなければ、単なる自然の破壊に過ぎない。ヨーロッパでは、自然を破壊したが故に、その大切さを認識し、再生に立ち向かう努力をしているので、謙虚に学ぶことも大切である。

しかし、ハツ場ダムの現実、この理念に遠いことをルポは生々しく伝えている。そして破壊されゆく自然の姿と追われゆく人々の内なるものと捉えて筆を進めている。

「生きかほり死にかは

定地の吾妻川上流の草津の大量廃棄物の処理問題も逃していないし、予定地の縄文遺跡とのかかわりも考慮し、時空を超えて、自らの歴史観を探っていることも注目すべきである。

一方地域住民の賛成、反対の声も公正に取材し、時には筆者の感情に距離を置く発言まで収録しており、共に闘う仲間たちとの葛藤も語り、遡った。

人と自然の関係問いなおす

筆者は第二部の「タニシの死滅する日」の章で、足尾銅毒事件を詠んだ石川啄木の「夕川に葦は枯れたり血にまどふ民の叫びのなど悲しきや」の歌を取り上げ、憤りの心を託している。

筆者の目はこのダム予

巡る自分の気持ちも書きつづっている。このルポは建設の進められてゆくダムの現実を見つめ、可能な限りの行政の資料を分析し、その非を訴えているので、後はハツ場の自然が崩壊してゆくことへの怒りの表現とみだが、穿ち過ぎであらうか。

このルポは我々の無関心と絶望感が、権力を握った者にどれほどの厚かましさと勇気を与えてきたかの見本を示してくれたいようにも思える。

今、書店に平積みされているこのルポタワージュが、多くの人々に、とりわけ若い人々に読まれることを願っている。

なぜなら、このダムの影響をより長く受け、負担金を担うのは若い人たちであり、またこのルポはダム建設反対の記録を超えて、人間の存在が、破壊されたら修復に数百年を超える年月を必要とする自然とのかかわりなしに有り得ないことを真剣に語っているからである。

(前群馬町立図書館長)
(明石書店・二四一五円)